

公的債務管理法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；
国会は、公的債務管理法を公布する。

第1章 一般規定

第1条. 調整範囲

1. 本法は、ローン事業、ローン資金の使用、債務返済及び公的債務管理専門業務を含む、公的債務管理に関して規定する。
2. 本法において規定される公的債務は、政府の債務、政府保証による債務、地方自治体の債務を含む。

第2条. 適用対象

本法は、ローン事業、ローン資金の使用、債務返済及び公的債務管理専門業務に関連する機関、組織又は個人に適用する。

第3条. 用語解説

本法において、以下の各々の用語は次のように解釈される：

1. 「政府の債務」とは、国の名義又は政府の名義により署名及び発行された、国内又は国外の各々の借款から発生する債務のことをいう。
2. 「政府保証による債務」とは、企業又は国家政策銀行が借り入れ、政府によって保証される債務のことをいう。
3. 「地方自治体の債務」とは、（地方政府の）省レベルの人民委員会の借入れにより発生する債務のことをいう。
4. 「ローン」とは、ローン協定、ローン契約、ローン合意（以下、「ローン合意」という。）の署名及び履行、又は債務証書の発行を通じて、債務が発生することをいう。
5. 「公的開発援助ローン（ODAローン）」とは、外国ドナーの規定に従った商品及びサービスの調達に関連する拘束条件を有する借款（当館注：「タイドローン」

の意)に対して少なくとも35%、又は拘束条件を有しない借款(当館注:「アンタイドローン」の意)に対して少なくとも25%を満たしているグラント・エレメントを有する外国借款のことをいう。

6. 「外国譲許的ローン」とは、商業ローンよりも譲許的条件が良いが、ODAローンの基準を満たしていないグラント・エレメントを有する外国借款のことをいう。

7. 「商業ローン」とは、市場の条件に従った借款のことをいう。

8. 「グラント・エレメント」とは、算出時の市場におけるベトナム政府のローン金利に応じた割引率に対して、通貨、ローン期間、猶予期間、金利、手数料及びその他の経費に関する各々の要素に基づき算出された、外国ローン資金の譲許水準を反映した借款の名目価値の百分率のことをいう。

9. 「債務証券」は、債務が発生する債権、国庫証券又は祖国建設国債を含む。

10. 「政府債」とは、国家予算又は債務リストラの資金調達のために、政府によって発行される債務証券のことをいう。

11. 「地方自治体債」とは、地方予算の資金調達のために、(地方政府の)省レベルの人民委員会によって発行される債務証券のことをいう。

12. 「政府保証債」とは、企業又は国家政策銀行によって発行される債務証券のことをいい、政府によって保証される。

13. 「国庫証券」とは、ベトナム国庫によって発行され、52週を越えない期限を有する債務証券のことをいう。

14. 「祖国建設国債」は、生産、生活のため、かつ、国の物質と技術の整備(当館注:「国のインフラ整備」の意)のため、国家重要施設及びその他の各々の必要不可欠な施設の投資及び建設するための国民の資金源を調達することを目的として、政府によって発行される債務証券のことをいう。

15. 「債務残高」とは、特定のある時点において、ディスバースされているが、まだ返済されていない又は債権が放棄されていない借入金のことをいう。

16. 「債務」とは、一定期間に返済されるべき元本、利息、手数料及びその他の経費のことをいう。

17. 「債務返済」とは、債務の返済のことをいい、ローンから生じる元本、利息、手数料及び関連するその他の経費を含む。

18. 「債務リストラ」とは、債務の要件変更、公的債務ポートフォリオにおける各々の債務の一部又は全部の再構築(リストラ)に係る各々の専門業務の実施のことをいい、所有権の譲渡、移行、チャージオフ、債務の放棄、債務の買い戻し、債務の延期、債務の交換又は法令の規定に従ったその他の債務リストラに係る各々の専門業務を含む。

19. 「転貸」とは、政府が、（地方政府の）省レベルの人民委員会、公的機関、企業に対し、ODA ローン資金源／外国譲許的ローン資金源を転貸することをいう。

20. 「政府保証」とは、返済期限が到来したが、借り手が債務返済義務を十分に履行していない場合において、元本、利息の返済義務の履行に関する、政府による貸し手（レンダー）への保証に係る書面でのコミットメントのことをいう。

21. 「政府保証限度額」とは、1年又は5年における政府の最大の保証額のことをいい、実際に受領したローン金額から元本の債務返済額を差し引いて決定される。

22. 「公的債務ポートフォリオに対するリスク」とは、公的債務の損失又は増加が発生する可能性のことをいう。

第4条. 公的債務の分類

1. 政府の債務は（以下を）含む：

- a) 政府が発行する債務証書による債務；
- b) 政府が国内又は国外におけるローン合意に署名したことによる債務；
- c) 国家財政予備基金、国家資金、予算外の国家財政基金から借り入れた中央予算の債務。

2. 政府保証による債務は（以下を）含む：

- a) 政府によって保証される企業の債務；
- b) 政府によって保証される国家政策銀行の債務。

3. 地方自治体の債務は（以下を）含む：

- a) 地方自治体の債権の発行による債務；
- b) ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸による債務；
- c) 国家政策銀行、（地方政府の）省レベルの財政予備基金、国家資金及び国家予算に関する法令の規定に従ったその他のローンから借り入れた地方予算の債務。

第5条. 公的債務の管理に係る原則

1. 国家は、公的債務に関して統一して管理し、公的債務管理に関連する組織又は個人の責務、権限の実施を確保する。

2. 公的債務の各々の安全指標を厳格に監視し、安全、持続可能な国家財政及びマクロ経済の安定を確保する。

3. ローン方針の提案、審査及び承認、ローン合意の交渉及び締結、債務証書の発行、並びにローン資金の配分及び使用は、目的に正しく合致し、効果的でなければならない。国家予算の支出超過の補填のためのローンは、開発投資のためにのみ使用することができ、経常支出のために使用することはできない。

4. 借り手、転借人、政府が保証する対象は、借款、転貸借款、政府が保証する借款に対する各々の関連する義務を完全に、かつ期限どおりに実施する責務を負う。ODA ローン資金、外国譲許的ローン資金、政府が保証する債務資金からの転貸資金債務を国家予算の配分資金に変更しない。

5. 公的債務の正確性、精度、十分性；公的債務管理の公開性、透明性を確保し、公的債務管理において関連する組織、個人の責務に関連付ける。

第6条. 公的債務に関する国家管理の内容

1. 公的債務管理に関する法規範文書を公布及び実施する。

2. 公的債務管理に関するプログラム、計画、対策及び政策を立案及び実施する。

3. ローン方針の提案、審査及び承認、ローン合意の交渉及び締結、債務証書の発行、ローン資金の配分及び使用、債務返済、公的債務の各々の専門業務等の公的債務管理を実施する。

4. 公的債務の管理、使用の業務の効果を監視、情報提供、評価する。

5. 公的債務管理に関する法令の実施を調査、検査、会計監査する。

6. 公的債務管理に関して褒賞し、違反処理を行うとともに、不服申立て、告訴を解決する。

第7条. 公的債務管理の監査

1. 国会、人民評議会は、国会及び人民評議会の監査活動法の規定及び関連する法令のその他の規定に従って、公的債務管理の法令の実施を監査する。

2. ベトナム祖国戦線は、ベトナム祖国戦線法及び関連する法令のその他の規定に従って、公的債務管理の法令の実施を監査する。

第8条. 公的債務管理における禁止行為

1. 権限に従わない、又は権限を有する当局によって許可されていない、権限を有する当局によって決定された水準を超えるローン、貸付、保証。

2. 目的に合致していない、対象が適切ではない、基準、水準を超えたローン資金の使用；債務返済義務の不履行。

3. 公的債務の管理、使用における不正な利益の獲得、不当取得、汚職。

4. 公的債務管理に関する国の決定に対する違反；責任の欠如によるローン資金の損失、浪費。

5. 法令の規定に従って公的債務に関する情報提供をしなかった, 又は法令の規定に従って十分に, 時宜に, 正確に情報提供をしなかった。

6. 公的債務管理に関する法令違反の監査, 調査, 検査, 会計検査及び処理に係る活動の阻害。

第 9 条. 公的債務管理に関する法令違反の処理

1. 機関又は組織の長は, 機関又は組織の公的債務管理に関する法令違反が発生した時には, 説明するとともに責務を負わなければならない。違反の性質, 程度に応じて, 機関又は組織の長は, 法令の規定に従って, 懲戒処分を受けるか, 刑事上の責任を追及される。

2. 公的債務管理に関する法令違反行為を有する機関, 組織又は個人は, 違反の性質, 程度に応じて, 懲戒処分, 行政処分又は刑事上の責任を追及され, 仮に損害を与えた場合は, 法令の規定に従って賠償しなければならない。

第 2 章

公的債務管理における機関, 組織又は個人の 任務, 権限及び責務

第 10 条. 国会の任務, 権限

1. 5 年間の公的債務に係るローン・返済計画の決定, 調整。
2. 年間の国家予算におけるローン及び債務返済の総額の決定, 調整。

第 11 条. 国会常務委員会の任務, 権限

1. 政府によって提出された公的債務管理に関する提言, プロジェクト及び報告に関する意見出し。
2. 祖国建設国債の発効に関する決定。

第 12 条. 国家主席の任務, 権限

1. 国際条約法の規定に従った, 国の名義での ODA ローン／外国譲許的ローンに関する合意の交渉, 締結, 批准及び調整の決定。
2. 政府に対する以下の報告要請: 公的債務の状況, 公的債務の各々の安全指標; 必要に応じて, 国の名義での ODA ローン／外国譲許的ローンの合意の交渉, 締結, 批准及び調整。

第 13 条. 政府の任務, 権限

1. 公的債務に関する国家管理の統括。
2. 国会への (以下の) 提出:

- a) 5年間の公的債務に係るローン・返済計画の決定，調整；
- b) 年間の国家予算におけるローン及び債務返済の総額の決定，調整。
3. 国会常務委員会への（以下の）提出：
 - a) 公的債務管理に関する提言，プロジェクト及び報告に関する意見出し；
 - b) 祖国建設国債の発効に関する決定。
4. 年間の政府の転貸限度額及び保証限度額の決定。
5. 国際資本市場における政府債発行スキームの承認。
6. 公的債務の状況，公的債務の各々の安全指標に関する国会，国会常務委員会，国家主席への報告。

第 14 条. 政府首相の任務，権限

1. 3年間の公的債務管理プログラムの決定。
2. 年間の公的債務に係るローン・返済計画の決定。
3. 政府によって承認された提言に基づく国際資本市場における政府債発行の決定。
4. 政府による転貸及び保証のリスクを処理するための債務返済累積基金の使用に関する決定。
5. 債務リストラに係る提言の承認。
6. ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る提案の承認。
7. 政府の名義による，外国ローン合意に係る交渉，締結，承認及び調整に関する決定，指導。
8. それぞれのプログラム／プロジェクトに対する ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸に係る決定。
9. それぞれのプログラム／プロジェクトに対する政府保証の付与に係る決定。

第 15 条. 各々の（中央政府の）省，（中央政府の）省レベルの機関の任務，権限

1. 財政省は，公的債務に関する国家管理を統括する政府を支援するフォーカルポイントであり，以下の任務，権限を有する：
 - a) 公的債務に関する法規範文書を立案し，公布する権限を有する機関に提出する，又は，権限に従って公布する；
 - b) （政府が）国会に提出し，（国会が）決定，調整するため，以下を立案し，政府に提出する；5年間の公的債務に係るローン・返済計画；年間の国家予算におけるローン及び債務返済の総額；

- c) (政府が) 国会常務委員会に提出し、(国会常務委員会が) 決定するため、祖国建設国債の発行を立案し、政府に提出する；
 - d) (政府が) 決定するため、以下を政府に提出する：年間の政府の転貸限度額及び保証限度額；国際資本市場における政府債発行に係る提言；
 - d) (政府首相が) 決定するため、以下を立案し、政府首相に提出する：3年間の公的債務管理プログラム；年間の公的債務に係るローン・返済計画；国際資本市場における政府債発行；政府による転貸及び保証のリスクを処理するための債務返済累積基金の使用；債務リストラに係る提言；政府の名義による、外国ローン合意に係る交渉、締結、承認及び調整；それぞれのプログラム／プロジェクトに対するローンの転貸、政府保証の付与；
 - e) (政府首相が) 国家主席に報告し、(国家主席が) 決定するため、国の名義での ODA ローン／外国譲許的ローンの合意の交渉、締結、批准及び調整を立案し、政府首相に提出する；
 - g) 資金調達、国内及び国際市場における政府の債務証券の発行を実施する；商業ローンに係る合意、国及び政府の名義での ODA ローン及び外国譲許的ローンに関する枠組み協定、具体的な協定の交渉、締結、批准及び調整の実施を主導する；
 - h) 国家予算に関する法令の規定に従って、政府のローン資金から各々の投資プログラム、投資プロジェクトのための資金の交付を実施する；
 - i) 政府首相の決定に従って、ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を転貸する；
 - k) 政府の各々の債務に対する元本、利息、手数料及び各々の関連経費を返済する。
 - l) 政府首相の決定に従って、政府保証の付与及び管理を実施する；
 - m) 債務返済累積基金を管理する；
 - n) 政府首相の決定に従って、債務ポートフォリオを管理し、債務リストラに係る提言を実施し、リスクを処理する；
 - o) 政府債務に対する決済業務を実施する；法令の規定に従って、公的債務に関する情報を集計し、報告し、開示する；
 - p) 公的債務に関する法令の規定の実施に係る調査、検査を行う。
2. 省庁、(中央政府の) 省レベルの機関は、財政省と協働し、政府の割当てに従って、公的債務に関する国家管理の任務を実施する。

第 16 条. (地方政府の) 省レベルの人民評議会の任務, 権限

1. 本法及び国家予算に関する法令の規定に従って, 地方自治体の 5 年間及び年間のローン・返済計画を決定, 調整する。
2. 法令の規定に従って, 地方自治体のローン資金からの各々のプロジェクトリストを決定する; 地方自治体債の発行に係る提言を承認する。
3. 地方自治体のローン, 転貸, 債権の発行, 地方自治体のローン資金及び債務返済を監査する。

第 17 条. (地方政府の) 省レベルの人民委員会の任務, 権限

1. (同じ省の人民評議会に) 提出し, 同じ省の人民評議会が決定するため, 地方自治体の 5 年間及び年間のローン・返済計画を立案する。
2. 地方自治体の 3 年間の債務管理プログラムを立案し, (財政省が) とりまとめ, 政府首相に報告するため, (財政省に) 送付する。
3. 本法の規定に従って, 地方自治体債の発行, 他の合法的な財源からのローン, ODA ローン資金/外国譲許的ローン資金からの転貸を実施する。
4. 地方自治体のローン資金の管理, 使用を調査, 検査する。
5. 債務を十分かつ期限どおりに返済するため, 地方予算を配分する。
6. 地方自治体のローン資金の調達, 配分, 管理, 使用状況及び債務返済状況を, 権限を有する機関に対し, 説明し, 情報提供し, 報告する。

第 18 条. 国家会計検査院の任務, 権限

ローン資金の調達, 配分又は使用, 債務返済, 転貸又は政府保証に関するローンを含む, 公的債務の管理, 使用に関係する各々の活動に係る会計検査を実施する; 国家会計検査法の規定に従って, 会計検査の結果を報告し, 開示する。

第 19 条. ローン資金又は保証されたローン資金を受領し, 使用した機関, 組織又は個人の責務

1. 本法の規定に従って, 効果的に, 目的に合致し, 適切な権限でローン資金を受領し, 使用する。
2. ローン合意, 債務証書の発行, 転貸合意又は政府保証から発生する関連する義務を十分に実施する。
3. 公的債務管理に関する法令の規定に従って, 情報, 報告に関する制度を実施する。

4. ローン資金又は保証されたローン資金を受領し、使用する機関、組織のリーダーは、機関、組織の法令違反が発生した場合において、個人の責務を負わなければならない。

第 20 条. 公的債務管理における機関、組織、個人の責務

1. 政府、政府首相、各々の（中央政府の）省、（中央政府の）省レベルの機関、（地方政府の）省レベルの人民委員会は、公的債務管理において割り当てられた任務、権限の実施に関して、法の前に責務を負う。

2. 公的債務に関する国家管理に関係する機関、組織のリーダーは、機関、組織の法令違反が発生した場合において、個人の責務を負わなければならない。

3. 公的債務に関係する機関、組織、個人は、権限を有する機関に以下を説明、報告する責務を有する：ローン方針の提案、審査及び承認；ローン合意及び債務証書の発行に係る交渉、締結；ローン資金の配分及び使用；債務返済及び各々の公的債務に係る義務の実施。

第 3 章

公的債務安全指標；5年間の公的債務に係るローン・返済計画； 3年間の公的債務管理プログラム； 年間の公的債務に係るローン・返済計画

第 21 条. 公的債務安全指標

1. 公的債務安全指標とは、国会によって決定された公的債務に関する上限及び警告の基準を決定する指標システムのことをいう。

2. 各々の公的債務安全指標は（以下を）含む：

- a) 国内総生産と比較した公的債務；
- b) 国内総生産と比較した政府の債務；
- c) 年間の国家予算総収入と比較した（転貸を含まない）政府の直接債務返済義務；
- d) 国内総生産と比較した国家の対外債務；
- d) 製品及びサービスの総輸出売上高に対する国家の対外債務に係る返済義務。

第 22 条. 5年間の公的債務に係るローン・返済計画

1. 5年間の公的債務に係るローン・返済計画は以下を含む：

- a) 公的債務安全指標；
- b) 中央予算、地方予算のローン、債務返済の総額；転貸に関するローンの限度額及び政府保証限度額；

c) 各々の公的債務管理に係る措置。

2. (国会が) 決定するため、国会に提出する 5 年間の公的債務に係るローン・返済計画に係る報告の主な内容は以下を含む：

a) 過去 5 年間におけるローン、公的債務の返済に関する公的債務安全指標、目的、方向性及び措置の実施状況を評価する；結果、制約、原因及び学んだ教訓を評価する；

b) 目的、公的債務安全指標；今後の 5 年間の安全で持続可能な国家財政を確保することを目的とした、公的債務管理の方向性、措置；

c) 今後の 5 年間の転貸に関するローンを含む政府のローン総額及び債務返済義務、地方自治体のローン及び債務返済総額、政府保証限度額；

d) 計画実施のための各々の主な措置。

3. (地方政府の) 省レベルの人民委員会は、過去 5 年間における債務に係るローン・返済計画の実施状況の評価；結果、制約、原因及び学んだ教訓の評価；今後の 5 年間の地方自治体の債務に係る債務管理の方向性、措置、ローン総額及び返済義務を含む地方自治体の 5 年間の債務に係るローン・返済計画を立案し、5 年間の公的債務に係るローン・返済計画をとりまとめるために財政省に送付する前に、(同じ省の人民評議会に) 提出し、同じ省の人民評議会からコメントを得る。

4. 財政省は、地方自治体の 5 年間の債務に係るローン・返済計画をとりまとめ、5 年間の公的債務のローン・返済計画を立案し、(政府が国会に) 提出し、国会が決定するために、政府に報告する。

5. 5 年間の公的債務に係るローン・返済計画の立案、決定の順序は、国家予算法の規定による 5 年間の財政計画の立案、決定の順序に従って実施する。

6. 経済成長、インフレ、為替レート、金利、国家予算の支出超過が変動した、又は、ローン資金の調達可能性が承認された目標を達成せず、各々の公的債務安全指標が公的債務の安全に関する警告閾値に達した場合において、政府は、国会が決定した各々の公的債務安全指標を確保するための措置を講ずる。各々の公的債務安全指標を調整しなければならない場合、政府は調整方策を立案し、(国会に) 提出し、国会は検討し、決定する。

第 23 条. 3 年間の公的債務管理プログラム

1. 3 年間の公的債務管理プログラムは、国家予算法の規定に従って、3 年間の国家財政-予算計画とともに、毎年立案される。

2. 3 年間の公的債務管理プログラムの主な内容は以下を含む：

- a) 当該年の公的債務管理の実施状況の評価；
 - b) 計画年及び今後の 2 年間の政府及び地方自治体の債務に係るローン・返済総額並びに政府保証限度額の概算；
 - c) 国内及び国際市場の状況の予測；ローン（資金）源の能力，構造；ローンの方式及び債務返済義務；計画年及び今後の 2 年間に於いて発生する可能性がある資金調達コスト，リスク；
 - d) プログラム実施のための各々の主な措置。
3. （地方政府の）省レベルの人民委員会は，財政局を指導し，（財政局は）（地方政府の）省，中央直轄市の 3 年間の国家財政-予算計画における（地方政府の）省レベルの地方自治体の 3 年間の債務管理プログラムを立案し，（財政省が）3 年間の公的債務管理プログラムをとりまとめるため，財政省に送付する。
4. 財政省は，3 年間の公的債務管理プログラムを立案し，（政府首相に）提出し，政府首相が決定する。

第 24 条. 年間の公的債務に係るローン・返済計画

1. 年間の公的債務に係るローン・返済計画は，以下を含む：
- a) 年間の政府の債務に係るローン・返済計画；
 - b) 年間の地方自治体の債務に係るローン・返済計画；
 - c) 年間の転貸に関するローン限度額及び政府保証限度額。
2. 年間の政府の債務に係るローン・返済計画は，以下のとおり規定される：
- a) 年間の政府の債務に係るローン・返済計画は，権限を有する機関によって承認された計画年度における財政，予算及び公共投資に係る任務を実施するために立案される；
 - b) 年間の政府の債務に係るローン・返済計画の内容は，以下を含む：中央予算の支出超過の補填のためのローン，元本の返済，転貸及び債務リストラ；直接債務の返済，転貸の返済に係る義務；ローン資金の構造及び債務返済のための（資金）源の特定；
 - c) 毎年，国家予算の概算を立案する時期に併せて，財政省は，政府の債務に係るローン・返済計画を立案する。
3. 年間の地方自治体の債務に係るローン・返済計画は，以下のとおり規定される：
- a) 年間の地方自治体の債務に係るローン・返済計画は，権限を有する機関によって承認された計画年度における地方の財政，予算及び公共投資に係る任務を実施するために立案される；
 - b) 年間の地方自治体の債務に係るローン・返済計画の内容は，以下を含む：地方予算の支出超過の補填のためのローン，元本の返済；地方自治体の債務返済に係る義務；ローン資金の構造及び債務返済のための（資金）源の特定；

c) 毎年、国家予算の概算を立案する時期に併せて、（地方政府の）省レベルの人民委員会は、地方自治体の債務に係るローン・返済計画を立案し、（財政省が）とりまとめるために財政省に送付する前に、（同じ省の人民評議会に）提出し、同じ省の人民評議会がコメントをする。

4. 年間の政府保証限度額は、以下のとおり規定される：

a) 年間の政府保証限度額は、政府保証による債務残高の伸び率が前年の国内総生産の伸び率を超えないとともに、国会によって決定された5年間の政府保証限度額内を確保するという原則に従って確定される；

b) ローン資金の需要及び調達能力、国会で決定された5年間の政府保証限度額に基づき、財政省は、（政府に）報告し、政府は計画年度における保証限度額を検討し、決定する。

5. 財政省は、中央予算の債務に係るローン・返済総額を立案するとともに、地方予算の債務に係るローン・返済額をとりまとめ、国家予算の概算に組み入れ、政府に報告し、（政府は国会に）提出し、国会が決定する。

6. 国会によって決定された年間の国家予算の債務に係るローン・返済総額、政府によって決定された転貸に関するローン限度額、政府保証限度額に基づき、財政省は年間の公的債務に係るローン・返済計画を立案し、（政府首相に）提出し、政府首相が承認する。

7. 政府首相によって承認された年間の公的債務に係るローン・返済計画に基づき、各々の省庁、地方は、承認された計画及び限度額の範囲内において実施するとともに、（その範囲を）確保する。

第4章

政府によるローン資金の調達、使用 及び債務返済の管理

第25条. 政府によるローン目的

1. 開発投資のための中央予算の支出超過の補填、経常支出のためにローン資金の不使用。

2. 中央予算の一時的な不足の補填、及び政府債市場の流動性の確保。

3. 各々の政府の債務に係る期日までの元本債務の支払い、債務リストラ。

4. （地方政府の）省レベルの人民委員会、公的機関、企業に対する、ODAローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸。

第26条. 政府によるローン形態

1. 政府のローン形態は、以下を含む：

a) 債務証書の発行；

b) ローン合意の締結。

2. 政府は、国内通貨、外貨、貴金属、又は、現地通貨若しくは外貨に換算された製品を借り入れる。

第 27 条. 国内資本市場における債務証券の発行

1. 各々の政府の債務証券は、以下を含む：

- a) 政府債；
- b) 国庫証券；
- c) 祖国建設国債。

2. 承認された年間の債務に係るローン・返済計画に基づき、財政省は、政府の債務証券の発行を実施する。

3. 債務証券の発行は、入札、発行保証又は私募債の発行によって実施される。

4. 政府のローンの全ての金額は中央予算に計上される。政府は、元本、利息及び調達に関連する各々のコスト項目を返済するのに十分な資金源を配分する；期限までに債務を返済する。

5. 政府は、株式市場における政府の債務証券の発行、登録、預託、上場及び取引について規定する。

第 28 条. 国際資本市場における政府債の発行

1. 政府は、国家予算法、政府の債務リストラの規定に従って、開発投資のための中央予算の支出超過の補填のために、国際資本市場における政府債を発行する。

2. 年間の国家予算の概算、年間の公的債務に係るローン・返済計画に基づき、政府は、国際資本市場における政府債の発行スキームを立案し、（政府に）提出し、政府が承認する。

3. 国際資本市場における政府債の発行スキームは、以下の各々の主な内容を含む：

- a) 国際資本市場における政府債の発行の必要性；
- b) 資金の需要、調達能力、国内のマクロ経済の状況、ベトナムの信用格付け及び国際資本市場の状況；
- c) 発行方法、調達量、期限、予測金利、発行通貨、調達市場；
- d) 調達資金源の使用法；
- d) ローン資金の使用効果及び公的債務、各々の公的債務安全指標に対する新規のローンによる影響を評価する。

4. 国際資本市場における政府債に関する政府によって承認されたスキーム、政府首相の規定に基づき、財政省は実施する。

第 29 条. ODA ローン／外国譲許的ローン

1. 各々の省庁，地方は，本法の規定及び関連する法令のその他の規定に従って，ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの提案を立案する。

2. ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトは，以下の各々の主な内容を含む：

- a) プログラム／プロジェクトの必要性，目的，範囲；
- b) 推定総額，外国ローン資金及びカウンターパート資金を含む資金源の構成；
- c) 借款の価値，貸し手，及びローンの条件，ローン規約（ある場合）；
- d) 国内財政メカニズムの提案；債務返済（資金）源の収支バランスを確保する計画；
- d) プログラム／プロジェクトの予測される主な結果。

3. 財政省は，グラント・エレメントを特定して，各々の公的債務安全指標に対する新たな借款による影響の評価を主導し，国内財政メカニズムを確定し，ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトと併せて，（政府首相に）報告し，政府首相は検討し，承認する。

4. 政府首相の承認に基づき，所管機関は，ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係るプレ F/S 報告書又は投資方針の提案報告書を立案し，（権限を有する機関に）提出し，権限を有する機関は，法令の規定に従って，投資方針を決定する。

5. 権限を有する機関によって決定された ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトに係る投資方針に基づき，所管機関は F/S 報告書を立案し，（権限を有する機関に）提出し，権限を有する機関は，法令の規定に従って，投資決定を行う。

6. 国家主席，政府，政府首相は，ODA ローン／外国譲許的ローンの合意に係る交渉，締結の実施を指導する；

a) ローン合意が国の名義による国際条約である場合，政府は，国家主席に交渉，締結，承認を提出する；

b) 政府の名義によるローン合意の場合，政府首相は決定するとともに，交渉，締結の実施を指導する。

7. プログラム／プロジェクトに係る ODA ローン／外国譲許的ローンの合意に係る締結は，以下の各々の要件を確保しなければならない：

- a) 法令の規定に従って，各々の投資手続きを完了すること；
- b) ODA ローン／外国譲許的ローンに係る合意が，権限を有する機関によって承認されていること。

8. ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の割当て，使用は，以下の原則に従って，厳格性，効果を確保する：

a) 国家予算の支出対象に属するプログラム／プロジェクトに対して支給する；

b) (地方政府の)省レベルの人民委員会，公的機関，企業のために転貸する。

9. 政府は，ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の管理を詳細に規定する。

第 30 条. その他の国内借款

1. 政府のその他の国内借款は，権限を有する機関の決定又はローン合意に従って実施され，以下を含む：

a) 国家予算法の規定に従った，権限を有する機関の決定による国家財政予備基金からのローン；

b) 予算外の国家財政基金ローン，国家資金のローン，ローン合意に従った金融機関，信用機関からのローン。

2. ローン合意は，ローン契約の形式の下で実施され，以下の各々の内容を含む：ローン金額；ローン期間；借款に関連する金利及び各々の手数料；債務返済方法；債務返済期間；債務延長及び返済遅延に係る罰金（ある場合）；各々の当事者の権利及び責務；債務借入する各々の規約及びその他の条件。

3. 国会によって決定された年間の国家予算の概算，政府首相によって決定された年間の公的債務に係るローン・返済計画に基づき，財政省は以下の責務を負う：

a) 国家予算法の規定に従った国家予算の支出超過の補填のため，国家財政予備基金ローンを（政府首相に）提出し，政府首相が決定する。年内のローンがその年内に返済される場合，財政大臣が決定する；

b) 国家予算法の規定に従った国家資金からのローン；本法第 56 条第 5 項の規定に従った債務返済累積基金からのローン；

c) 予算外の国家財政基金，金融機関，信用機関からのローンに係るローン合意を交渉，締結する。

第 31 条. 政府のローン資金の使用

1. 国家予算の支給対象に属し，国家予算の概算に組み込まれるプログラム／プロジェクトについて，以下の規定に従って，（権限を有する機関に）提出し，権限を有する機関が決定する：

a) 中央予算支出の概算に組み込まれる中央予算に属する各々の支出項目は、(国会に) 提出され、国会が決定する；

b) 中央予算支出の概算に組み込まれる地方予算のための目的を有する各々の援助借款項目は、(国会に) 提出され、国会が決定する；

c) 地方予算支出の概算に組み込まれる地方予算に属する支出項目は、((地方政府の) 省レベルの人民評議会) に提出され、(地方政府の) 省レベルの人民評議会が決定する。

2. 転貸される対象については、財政省は、本法の規定に従って、転貸契約の審査、締結を行う、又は、国家政策銀行、信用機関に転貸契約の審査、締結を権限委任する。

第 32 条. 政府の債務返済

1. 政府は、政府の債務返済のために、中央予算を配分する。元本返済のための新規のローン額は、国会によって決定される年間の国家予算のローン総額に据えられている。

2. (地方政府の) 省レベルの人民委員会は、ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸を十分かつ期限どおりに返済するため、地方予算を配分する責務を有する。

3. 財政省及び転貸に係る権限を財政省から委任された機関は、ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を転貸する各々のプログラム／プロジェクトにおける全ての元本、利息、手数料及びその他の関連する経費を回収し、外国債務の返済(資金) 源を確保するために債務返済累積基金に納める責務を負う。

第 5 章

ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸に係る管理

第 33 条. 転貸される対象、転貸機関

1. ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金が転貸される対象は、以下を含む：

- a) (地方政府の) 省レベルの人民委員会；
- b) 公的機関；
- c) 企業。

2. 転貸機関は以下を含む：財政省；国家政策銀行；財政省から転貸の実施の権限を委任された信用機関。

第 34 条. 転貸の原則

1. 政府は、ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金から転貸する；転貸のために国際資本市場における政府債、外国商業ローンを発行しない。

2. 政府は、本法第 33 条第 1 項に規定する各々の対象に対して、ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の全部又は一部を転貸する。

3. 転貸は、公開性、透明性、効果、適切な対象、権限を有する機関によって承認された適切な目的を確保しなければならない。

4. 転貸に係るローン金額、期限及び猶予期間は、政府の外国ローン合意において規定するローン金額、ローン期限及び猶予期間までを最大とする；転貸に係る通貨、債権の回収に係る通貨は、政府が海外から借り入れる通貨とする。ベトナムドンでの債務返済の場合、債権回収のためにベトナム貿易銀行（Vietcombank）によって公表される債務返済時点での売却レートを適用する。

5. 転貸に係る金利は、政府が海外から借り入れる金利、外国ローン合意の規定に従った各々の手数料、転貸管理手数料、転貸積立金を含む。

6. 転貸を受ける者は、本法第 38 条の規定に従って、権限を有する機関によって審査された実行可能な財政計画を有しなければならない。

第 35 条. 転貸に係る方式

1. 財政省は、国家予算に関する法令の規定に従って、地方予算の支出義務に属する経済-社会開発に係る投資プログラム、投資プロジェクトを実施するため、（地方政府の）省レベルの人民委員会に転貸する。

2. 財政省は、国家政策銀行に対し、国家の投資優先リストにおけるプログラム／プロジェクトに投資するため、各々の企業、公的機関に対する転貸の実施に係る権限を委任する。この場合において、転貸機関は信用リスクを負わない。

3. 財政省は、信用機関に対し、生産-事業プロジェクトに投資するため、企業に対する転貸の実施に係る権限を委任する。転貸に係る権限を委任される信用機関は、以下の各々の条件を確保しなければならない：

a) ベトナムの国内信用格付けレベルと比較して同等か、1 グレード低いレベルで、国際信用格付け機関から信用格付けを得ている；

b) 全ての信用リスクを負う。

第 36 条. 転貸される要件

1. （地方政府の）省レベルの人民委員会は、以下の各々の要件を十分に満たさなければならない：

a) 権限を有する機関によって承認され、法令の規定に従って投資手続きが完了している、地方の中期公共投資計画に属する経済-社会開発に係る投資プログラム、投資プロジェクトを有する；

b) 本項 a 号に規定する投資プログラム、投資プロジェクトが ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用している；

c) 180 日を超えて延滞している ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金からの転貸に係る債務を有していない；

d) 転貸要請時における地方予算の借入残高が、国家予算に関する法令の規定に従った地方予算の借入残高を超えていない；

d) 地方予算が十分かつ期限どおりの債務返済をコミットメントする。

2. 公的機関は、以下の各々の要件を十分に満たさなければならない：

a) 経常支出及び投資支出を自ら保証する；法令の規定に従って、ローン資金の使用の効果及び債務返済に関する責務を自ら負う；

b) 権限を有する機関によってローン資金の使用が許可され、法令の規定に従った投資手続きが完了している投資プロジェクトを有している；

c) 本法第 38 条の規定に従って、権限を有する機関によって審査された実行可能な財政計画を有している；

d) 転貸要請時において延滞した債務を有していない；

d) 法令の規定に従ったローン金額に係る保証を実施する。

3. 企業は、以下の各々の要件を十分に満たさなければならない：

a) 法人格を有し、ベトナムにおいて合法的に設立され、少なくとも 3 年間事業を行っている；

b) 権限を有する機関によってローン資金の使用が許可され、法令の規定に従った投資手続きが完了している投資プロジェクトを有している；

c) 本法第 38 条の規定に従って、権限を有する機関によって審査された実行可能な財政計画を有している；

d) 審査を実施した年に最も近い年の財務諸表において、負債と自己資本の比率が 3 倍を超えていない；

d) 監査報告において直近 3 年間に於いて損失が発生していない。ただし、権限を有する機関によって承認された国家の政策の実施による各々の損失項目は除く。

e) 転貸要請時において延滞した債務を有していない；

g) 法令の規定に従ったローン金額に係る保証を実施する。

第 37 条. 転貸管理手数料, 転貸積立金

1. 転貸管理手数料は以下のとおり規定される：

a) 転貸管理手数料は、転貸者によって納められた転貸に係る債務残高に基づき計算された 0.25%/年となる；

b) 転貸管理手数料は、転貸機関の転貸業務、転貸資金の管理、回収に係る費用に使用される。

2. 転貸積立金は、以下のとおり規定される：

a) 転貸積立金の額は、転貸人の財務能力、それぞれのプログラム／プロジェクトのリスク度合いに基づき計算されるが、転貸人によって納められた転貸に係る債務残高の1.5%/年を超えないものとする；

b) 転貸機関が信用リスクを負わない場合、転貸積立金は、債務返済累積基金に納められる。転貸機関が信用リスクの全てを追う場合、転貸積立金は、転貸機関に納められる；

c) 転貸積立金は、転貸人が債務返済義務を十分かつ期限どおりに実施しない場合において、外国ローンの債務返済（資金）源を整備するために使用する。

第38条. 転貸に係る審査

1. (地方政府の) 省レベルの人民委員会に対する ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金に係る転貸の審査は、以下のとおり規定される：

a) 財政省は、本法第36条第1項に規定する(地方政府の) 省レベルの人民委員会の転貸される要件を審査する；

b) 審査結果報告及び関連書類に基づき、財政省は、(政府首相に) 報告し、政府首相は(地方政府の) 省レベルの人民委員会に対する転貸を決定する。

2. 公的機関、企業に対する ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の審査は、以下のとおり規定される：

a) 転貸人は、審査のために、ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの書類とともに審査要請を、財政省及び転貸の権限を委任された機関に送付する。転貸者は、転貸審査を実施するための各々の書類の正確性及び信憑性に関して責務を負う。

b) 審査内容は、以下を含む：本法第36条第2項及び第3項に規定する転貸される要件；転貸人の財務能力；資金借入の提案、ローン資金の使用、収益、コスト、投資効果及び転貸人の債務返済能力；転貸人の担保資産；抵当資産の管理、処理の方法；非財務的要素の評価；リスク度合い、リスクを防止及び軽減するための手段；

c) 転貸の権限を委任された機関は、以下を行う：本項b号に規定する各々の内容の審査の実施；債務返済能力に関するコメントをするとともに、転貸人に対して適用される転貸要件、転貸積立金額に関する提案をする。

d) 審査結果報告及び関連資料に基づき、財政省は、(政府首相に) 報告し、政府首相は転貸を決定する。

第 39 条. 転貸に係る信用リスク管理

1. 転貸に係る信用リスクは、転貸人が債務返済能力を有しない、又は締結された転貸契約に従って債務返済を十分に、期限どおりに実施しない時に発生する。

2. リスク処理は、原因、リスク度合い及び転貸人の債務返済能力に基づき、それぞれの具体的な場合によって（当館注：「ケースバイケース」の意）検討される。

3. 転貸に係る信用リスクが発生した場合の処理方法は、本法第 55 条の規定に従って実施する。

4. リスクの処理手段を適用した後も転貸人が債務を返済しない場合、財政省は、主導し、各々の省庁、地方と協働し、債務リストラに係る提言を立案し、（政府首相に）提出し、政府首相が決定する。

第 40 条. 転貸機関、転貸人の責務

1. 財政省、転貸の権限を委任された機関は、以下の責務を有する：

a) 転貸人の転貸資金の使用を監視、検査する；

b) 法的書類を完成させ、転貸人がローン額を保証するために使用する抵当資産及びその他の各々の財産を管理、処理する；

c) 転貸契約における規定に従って、転貸人から、転貸資金を回収し、元本、利子、手数料及び関連するその他の経費を回収するため、法令の規定に従って、各々の手段、制裁を適用する；

d) 定期的又は要請に応じて、権限を有する機関に対して、転貸資金を使用するプログラム／プロジェクトの実施に関連する情報、報告を提供する；各々の情報、報告の正確性、信憑性に関して責務を負う；

d) 全ての信用リスクを負う転貸機関について、各々の手段、制裁を適用した後、元本、利息、手数料及び関連するその他の経費を含む、転貸資金の一部又は全てを回収出来ない場合、転貸機関は転貸人に代わって債務を返済しなければならない。

2. 転貸人は、以下の責務を有する：

a) 権限を有する機関に承認された目的に正しく沿って、転貸資金を管理、使用する；

b) 転貸契約における規定に従って、十分に、期限どおりに債務を返済する。十分に、期限どおりに債務を返済しない場合、債務を回収するために転貸機関が適用する各々の手段、制裁を執行しなければならないとともに、法令の規定に従った責務を負わなければならない；

c) 抵当及びその他のローン金額の担保権に関する法令の規定を正しく実施する；

d) 定期的又は要請に応じて、財政省、転貸機関及び権限を有する機関に対し

在ベトナム日本大使館作成仮和訳
て、転貸資金を使用するプログラム／プロジェクトの実施に関連する情報、報告を提供する；各々の情報、報告の正確性、信憑性に関して責務を負う；

3. 政府は、ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸に係る詳細を規定する。

第 6 章

政府保証の付与及び管理

第 41 条. 政府保証の対象

1. 投資法及び公共投資法の規定に従って、国会、政府の投資方針決定、政府首相の投資決定の権限に属する投資プロジェクトを有する企業。

2. 国家の政策金融プログラムを実施する国家政策銀行。

第 42 条. 政府保証の付与に係る方針

1. ローン資金の需要に基づき、保証される対象は、国家の政策金融プログラムに対する政府保証の付与に係る方針の提案を立案し、5 年及び年間の政府保証限度額をとりまとめ、確定するために財政省に送付し、(権限を有する機関に) 報告し、権限を有する機関が決定する。

2. 決定された年間の政府保証の限度額に基づき、財政省は、それぞれの具体的なプログラム／プロジェクトに対する政府保証の付与を (政府首相に) 報告し、政府首相は決定する。

第 43 条. 政府保証の付与に係る要件

1. 政府保証を付与された企業は、以下の各々の要件を十分に満たさなければならない：

a) 法人格を有し、ベトナムにおいて合法的に設立され、少なくとも 3 年間事業を行っている；

b) 監査報告において直近 3 年間に於いて損失が発生していない。ただし、権限を有する機関によって承認された国家の政策の実施による各々の損失項目は除く。

c) 保証の付与を提案された時点において延滞した債務を有していない；

d) 政府保証の付与を審査した時点に最も近い年に会計検査をされた財務諸表において、負債と自己資本の比率が 3 倍を超えていない；

d) 保証額は、政府によって承認された年間の保証限度額内である；

e) 投資に関する法令の規定及び関連する法令のその他の規定に従って、投資に係る手続きを完了している；

g) 財政省によって審査され、政府首相によって承認された財務計画を有している；

h) プロジェクトに参加するための自己資本の最低割合は、プロジェクト総額の20%である。自己資本は、プロジェクトの実施スケジュールに従って、配分されなければならない。

2. 政府保証を付与された国家政策銀行は、以下の各々の要件を十分に満たさなければならない：

a) 法令の規定に従って設立されるとともに事業が行われ、権限を有する機関によって公布された規約に従って貸付のための資金調達機能を有している；

b) 保証額は、政府によって承認された年間の保証限度内にある；

c) 政府によって保証される借款は、政府の規定に従って、国家の政策金融プログラムを実施するために使用される。

3. 本条第1項に規定する要件に加えて、企業が国内資金市場において政府保証債を発行する場合、企業は、証券に関する法令及び関連する法令のその他の規定に従って、債券発行に係る書類を有しなければならない。

第44条. 政府保証の付与に係る審査

1. 財政省は、主導し、関係機関と協働し、国家の政策金融プログラム、投資プロジェクトに対する政府保証の付与を要請する書類の審査を実施し、政府首相に審査結果を報告する。

2. 政府保証付与に係る書類の審査内容は、以下を含む：

a) 保証される対象の財務状況；

b) ローン資金を使用するプログラム／プロジェクトの財務計画及び債務返済能力；

c) 政府保証が付与される借款の要件、規約；

d) 政府保証の付与が検討される借款に関連するプログラム／プロジェクトのリスク。

第45条. 投資プロジェクトに対する政府保証額

1. 投資プロジェクトに対する借款、債権発行の元本価値に対する政府保証額は、承認されたプロジェクトの投資総額の70%を超えてはならない。

2. 本条第 1 項の規定に従って政府によって保証されたローン資金に加え、政府保証の対象は、承認された投資総額に従ってプロジェクトを実施するため、資金源を十分に確保しなければならない。

第 46 条. 政府保証の管理

1. 保証される対象は、それぞれのプログラム／プロジェクトのリスク度合いに応じて、保証される債務残高における最大 2%/年の保証料を納めなければならない。保証料は、政府保証の管理業務のために一部が差し引かれる。

2. 保証される対象は、担保権の登録に関する法令の規定に従って、財産を抵当に入れなければならない。

3. 政府によって保証された借款に関連する転貸人の権利、義務の譲渡、移行は、保証人の義務を増加させないことを確保するとともに、財政省に事前に文書で通知しなければならない。譲渡、移行を受けた者は、政府によって保証された借款に関連する権利、義務の全てを継承する。

4. 保証される対象が有する政府によって保証された借款の譲渡、移行は、保証人の義務を増加させないことを確保するとともに、貸し手（レンダー）による承認を受けなければならない。保証される対象は、（財政省が政府首相に）提出し、政府首相が決定するため、財政省に報告する。

5. 保証される対象の企業の分割、分離、統合、合併、類型の転換は、保証人の義務を増加させないことを確保するとともに、（財政省が政府首相に）提出し、政府首相が決定するため、財政省に報告しなければならない。

6. 政府保証を付与する時点において財政省に登録された株式の 65%以上を保有する株主リストにある組織、個人の株式又は拠出資本の譲渡、移行は、（財政省が政府首相に）提出し、政府首相が決定するため、財政省に報告しなければならない。

7. 保証される対象による投資後のプロジェクト、プロジェクト資産の譲渡、移行は、保証人の義務を増加させたり、貸し手（レンダー）及び保証人に対する保証される対象の義務を変更させたりしないことを確保しなければならない。

8. 保証される対象は、政府によって保証された借款、発行債権について、十分かつ期限どおりに債務返済することを確保する各々の措置を講じなければならない。

第 47 条. 政府保証のリスク管理

1. 政府によって保証された借款、発行債権は、リスクの防止、処理のために監視されなければならない。

2. 債務返済累積基金に対して債務又は延滞債務を有する保証される対象は、政府の規定に従って、財政省の監視を受けなければならない。

3. 政府保証のリスクの防止, 処理は, 本法第 55 条の規定に従って実施する。

第 48 条. 保証付与機関, 保証される対象, 省庁, (中央政府の) 省レベルの機関, (地方政府の) 省レベルの人民委員会の責務

1. 政府保証を付与及び管理する機関は財政省であり, 以下の責務を有する:

a) 方針に係る提案の審査を主導し, 政府保証の付与を提案するとともに, 政府保証の付与を実施する;

b) 保証される対象によって提供された書類に基づき, 交渉に参加し, ローン合意, 債権の発行方策に関してコメントする;

c) ローン資金の使用を監査する; 保証される対象が債務返済において困難に遭った場合における処理に係る手段, 制裁を提言し, (政府首相に) 提出し, 政府首相が決定する;

d) 保証される対象が債務を返済できない場合において, 保証書に従って発生する保証人の義務を履行する;

d) 債務及び保証される対象の代理として行った債務返済から発生する各々の費用を回収するため, 法令の規定に従って, 各々の手段, 制裁を適用する;

e) 政府保証の付与及び管理の状況に関してとりまとめ, 権限を有する機関に報告する。

2. 保証される対象は, 以下の責務を有する:

a) (財政省に) 書類を十分に提供し, 財政省に提供された書類の正確性, 信憑性に関する責務を有する;

b) ローン合意, 債権発行に係る交渉を主導する;

c) 権限を有する機関によって承認された目的に沿って, 政府によって保証されたローン資金を管理, 使用する;

d) 転貸人に対する債務返済に係る義務を十分に履行する;

d) 保証人に対する義務を十分に履行する。十分に, 期限どおりに債務を返済することができない場合, 保証人が適用する各々の手段, 制裁を執行しなければならない; 仮に債務を返済できない場合, 法令の規定に従って責務を負う;

e) 定期的又は財政省の要請に応じて, ローン合意, 債券発行に従って, プロジェクト実施状況及び義務履行能力に関する情報を提供する; 提供された情報の正確性, 信憑性に関する責務を負う;

g) ローン合意, 保証書に係る違反リスクに関して時宜に報告する。

3. 省庁、（中央政府の）省レベルの機関、（地方政府の）省レベルの人民委員会は、以下の責務を有する：
- a) 管理権限に属する企業のローンに係る提言、債権発行を承認する；
 - b) 保証の付与方針に係る審査又は政府保証の付与に係る審査プロセスにおいて、財政省に意見を述べる；
 - c) 保証される対象の義務の履行において、管理権限に属する保証される対象を調査、検査、催促する；保証される対象の違反行為が発生した際、関連する各々の問題の処理を主導する；
 - d) 財政省と協働して、保証書の履行に関連して発生した各々の係争を処理する。
4. 政府は、政府保証の付与及び管理に関する詳細を規定する。

第7章

地方自治体の債務管理

第49条. 地方自治体によるローン目的

- 1. 国家予算法の規定に従って、地方予算の支出超過を補填する。
- 2. 国家予算法の規定に従って、地方予算の元本に係る債務を返済するために借入をする。

第50条. 地方自治体によるローン原則

- 1. 地方予算の支出超過を補填するためのローンは、（地方政府の）省レベルの人民評議会によって決定された中期公共投資計画におけるプログラム／プロジェクトを実施するために、開発投資のみに使用される。
- 2. 国家予算に関する法令の規定に従って、地方自治体の借入残高を保証する。
- 3. （地方政府の）省レベルの人民委員会は、外国からの借入を直接することはできない。

第51条. 地方自治体のローン形態

- 1. 国内資本市場における地方自治体の債券の発行。
- 2. ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金からの転貸。
- 3. 国家予算に関する法令の規定に従った、国内のその他の各々の財源からの借入。

第 52 条. 地方自治体のローンに係る要件

1. 国家予算法の規定に従った地方予算の支出任務に属する経済-社会開発投資のための国内ローンは、以下の各々の要件を満たさなければならない：

a) プロジェクトが法令の規定に従って投資手続きを完了しており、権限を有する機関によって承認された地方自治体の中期公共投資リストに掲載されていること；

b) 国家予算法、公共投資法の規定に従って投資するため、それぞれの資金源に沿ったローン計画を有していること；

c) 債権発行を通じたローンの場合、債券発行に係る提言は、債権発行に関する政府の規定に従って立案されるとともに、審査されなければならない；

d) 借款、債権発行の価値は、国家予算に関する法令の規定に従って、借入残高及び地方予算の支出超過の範囲内でなければならない。

2. ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸は、本法第 36 条第 1 項に規定する各々の要件を満たさなければならない。

第 53 条. 地方自治体のローン、債務返済の実施

1. (地方政府の) 省レベルの人民委員会は、本法第 51 条の規定する各々の形態及び以下の規定に従ってローンを実施する：

a) 国内資本市場における地方自治体の債権発行について、(地方政府の) 省レベルの人民委員会は、発行を実施する前に、債券発行に係る提言を立案し、(地方政府の) 省レベルの人民評議会に報告するとともに、債権の要件、規約に関する財政省の承認に係る意見を求める；

b) ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸について、(地方政府の) 省レベルの人民委員会は、本法第 5 章の規定に従って実施する；

c) 国家資金のローンについて、(地方政府の) 省レベルの人民委員会は、各々の関連書類を添付して資金ローンに係る提案を立案し、(財政省に) 送付し、財政省が決定する；

d) 国内のその他の各々の財源からのローンについて、(地方政府の) 省レベルの人民委員会は、ローン合意の交渉、締結を実施する。

2. (地方政府の) 省レベルの人民委員会は、十分に、期限どおりに債務を返済するために、法令の規定に従って、地方予算又はその他の合法的な各々の資金源を配分する。

3. 政府は、地方自治体の債務管理に関する詳細を規定する。

第 8 章

公的債務返済能力の確保

第 54 条. 公的債務返済能力の確保

1. ローン資金の調達は、各々の公的債務安全指標を確保するとともに、十分に、期限どおりに債務返済（資金）源を主体的に配分しなければならない。
2. 新規の各々の借款は、公的債務安全指標及び中期的な返済能力の範囲において、公的債務の規模への影響を十分に評価した後にのみ、実施される。
3. 国家予算の各々の債務の返済は、以下のとおり実施される：
 - a) 権限を有する機関によって決定された年間の国家予算の概算に従って、各々の債務から発生する利息、手数料及びその他の経費を返済する；
 - b) 元本の各々の債務を十分に、期限どおりに返済するため、増収源を確保し、概算よりも収入を増やし、支出を抑制し、国家予算の黒字及びその他の各々の合法的な（資金）源を確保する。
 - c) 元本の債務を返済するための新規のローンは、国会によって決定された年間の国家予算のローン総額内に収まっていなければならない。
4. 保証される対象、又は ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を転貸された対象は、十分に、期限どおりに債務を返済する責務を有する。

第 55 条. 公的債務に対するリスク管理

1. 公的債務に対するリスク管理とは、適切な予防、処理に係る手段を有し、公的債務返済能力を確保するために、公的債務ポートフォリオに対する各々のリスクの種類を特定し、影響度合いを確定することをいう。
2. 公的債務に関するリスクは以下を含む：
 - a) 金利、為替レートに関するリスク；
 - b) 資金調達に影響を与える金融市場の変動によるリスク；
 - c) 中央予算及び地方予算の債務返済能力を含む、コミットメントに従った範囲での各々の義務を十分に、時宜に実施するため、流動性を有する各々の金融資産の不足による流動性リスク；
 - d) 信用リスクは、転貸対象、保証される対象が十分に、期限どおりに返済することができないことによる信用リスク；
 - d) 公的債務の安全に影響を与える可能性のあるその他の各々リスク。
3. 公的債務に対するリスクを予防する各々の手段は、以下を含む：

- a) 転貸機関が全ての信用リスクを負う方式に従った転貸；
 - b) 転貸及び政府保証に関する各々の借款に対するローンの金額の確保， 抵当資産の管理の実施；
 - c) 保証される対象又はODA ローン資金／外国譲許的ローン資金を転貸された対象に対する， 信用に関するリスク保険への加入の要請；
 - d) 債務の買い戻し， 債務の交換， デリバティブツールの使用， その他の各々の専門業務を含む， リスクを予防する各々の専門業務の主体的な実施。
4. 公的債務に対するリスクを処理する各々の手段は， 以下を含む：
- a) 権限を有する機関によって承認された提言に従った債務リストラ；
 - b) 債務を回収するためのローンの金額を確保するために使用する， 抵当資産及びその他の財産の処理；
 - c) 本法第 56 条第 4 項の規定に従った債務返済累積基金の使用， 及び各々の保証される対象に対する強制的な債務の受領。
5. 具体的なリスク， それぞれの債務に対するリスクの影響度合いに基づき， 財政省は， 主導し， 関係機関と協働し， 以下の各々の予防及びリスク処理に係る手段を含む， 債務リストラに係る提言を立案氏，（政府首相に）提出し， 政府首相は決定する：
- a) 政府の国内， 国外債務に係るリストラ；
 - b) 政府に対して返済義務を有する各々の企業に対する所有権の譲渡， 移行；
 - c) 転貸者， 保証される対象が資本， 財産の一部又は全てを失う不可抗力を原因として損害を受けた際のチャージオフ， 債務の放棄。
6. 債務の買い戻し， 債務の交換， 債務の延期による各々の手段を通じた債務リストラについて， 財政省は権限に従って実施し， 政府首相に実施した旨を報告する。
7. 転貸対象， 保証される対象は， 法令の規定に従ってリスクを処理するため， 積立てを行う義務を有する； 方策を立案し， リスクを防止及び処理するための適切なリスク処理ツールを選択する； 権限を有する機関の調査， 検査， 監査の対象となる。
8. 政府は， 公的債務に対するリスク管理専門業務に関する詳細を規定する。

第 56 条. 債務返済累積基金

1. 政府によって設置された債務返済累積基金は， 転貸に関する各々の借款の債務義務に係る支払能力， 及び転貸， 政府保証から発生する積立金の確保を目的とする。

2. 債務返済累積基金の管理は、以下の各々の要請を確保しなければならない：

a) 本法の規定に従って、基金の資金源に係る正確な徴収、十分な徴収及び使用を確保すること；

b) 基金の資金源に係る流動性、安全、保全及び発展を確保し、基金の事業効果を向上すること；

c) 本法の規定に従って、会計、会計監査及び財務開示に係る業務を実施すること。

3. 債務返済累積基金の収入源は、以下を含む：

a) 政府の転貸に関する各々の借款からの債務の回収；

b) 転貸積立金の徴収；

c) 転貸管理手数料、政府保証手数料の徴収；

d) 基金からの各々の資金の仮払い項目の回収；

d) 債務リストラ、債務ポートフォリオリストラに係る専門業務からの徴収；

e) 基金の預金、貸付、資本管理委託及び投資に係る利息；

g) その他の合法的な各々の徴収項目。

4. 債務返済累積基金は、以下のとおり使用される：

a) 転貸に関する各々の借款について、国家予算を返済するとともに、外国債務を返済する；

b) 保証される対象が債務を返済できない場合において、保証される対象に代わって支払いを仮払いする；

c) 権限を有する機関によって承認された提言に従って、債務リストラ、政府債務ポートフォリオリストラ、及び政府によって保証される債務を実施するために資本を仮払いする；

d) 権限を有する機関の規定に従って、ODA ローン資金／外国譲許的ローン資金の転貸及び政府保証に対するリスク処理を支出する；

d) 政府首相の決定に従って、公的債務管理専門業務を支出する。

5. 本条第4項の規定による各々の目的のために（収支）バランスを調整し、使用された後において残高がある債務返済累積基金の資金源は、基金の一時的な遊休資本源であり、国家予算の収入源がすぐに集まらない場合において、国家予算のためのローン、預金サービス、資本管理投資、政府債の投資として使用される。債務返済累積基金の一時的な遊休資本源の管理と使用は、財政大臣によって決定されるとともに、保全され、効果的でなければならない。

6. 債務返済累積基金の外貨源の確保は、以下のとおり規定される：

a) 基金は、その年内における政府の対外債務返済の少なくとも 1 期分と同等の外貨源の構造を維持しなければならない。

b) 債務返済累積基金の外貨による収入源が基金の外貨による支出需要を十分に満たさない場合、国家予算の外貨基金によって不足分は調節される。

7. 本法の規定に従ったリスク処理に係る各々の手段を適用した後、債務返済累積基金が債務返済を支出するための（資金）源が十分ではない場合、収入、支出、債務返済義務に係る状況、債務返済累積基金が債務返済を支出するための（資金源）が十分ではない原因、処理方策の提案を国会常務委員会に報告し、国家予算に関する法令の規定に従って、（国会に）提出し、国会が検討し、決定する。

8. 債務返済累積基金は、会計に関する法令の規定に従って、決済を実施する。

9. 政府は、債務返済累積基金の管理体制の詳細を規定する。

第 9 章

公的債務に関する会計、会計監査、集計、報告 及び情報開示

第 57 条. 公的債務に関する会計

1. 政府の各々の借款、債務返済、債務残高、地方自治体の債務は、会計法、国家予算法の規定及び関係法令のその他の規定に従って決済されなければならない。

2. 転貸対象、保証される対象は、法令の規定に従って決済を実施するとともに、集計、監視のために財政省に報告しなければならない。

3. 財政大臣は、以下に関する詳細を規定する：政府、地方自治体の各々の借款、債務返済についての決済制度；転貸及び政府保証の各々の債務に係る集計、監視。

第 58 条. 公的債務に係る会計監査

1. 国家会計検査院は、本法第 18 条の規定に従って、任務、権限を実施する。

2. プログラム／プロジェクトのオーナーは、独立会計監査に関する法令の規定に従って、年次財務諸表の会計監査及び完了した投資資金に係る決算報告の会計監査を実施するため、会計監査法人と会計監査契約を締結する責務を有する。

第 59 条. 公的債務に関する集計, データベースの構築

1. 公的債務に係る集計は, 以下を確保しなければならない: 信憑性, 客観性, 正確性, 十分性, 時宜性; 重複しないこと, 冗長でないこと; 法令の規定に従って, 公開性, 透明性, 比較可能性があること。

2. 公的債務に関する国家の目標, 管理任務を満たすため, 公的債務管理において情報技術 (IT) を応用する; それぞれの時期における経済-社会開発に係る要件に合致し, 国際標準, 国際慣習に従った, 公的債務の管理に係るツール, モデル及び各々の専門業務を応用する。

3. 財政省は, 公的債務に関するデータベースを, 統一的に構築し, 管理する; 公的債務管理における情報技術 (IT) の応用を開発する。

第 60 条. 公的債務に関する情報の報告

1. 毎年又は要請に応じて, 政府は, 以下を含む公的債務に関する情報を, 国会, 国会常務委員会, 国家主席に報告する:

a) 債務残高, 債務構造, 債権者, ローンの通貨に関するデータを含む, 公的債務の状況及び各々の公的債務安全指標の実施;

b) 政府, 地方自治体の債務に係るローン・返済計画の実施状況, 及び年間の政府保証限度額;

c) 公的債務に関する国際条約の交渉, 締結状況;

d) 債務返済の困難に直面し, 債務返済累積基金がそれぞれのプロジェクトに代わって返済しなければならない各々の転貸プロジェクト, 政府保証プロジェクトを含む, 転貸, 政府保証の付与及び管理の状況;

d) 期首の残高, 期中に発生した収入, 支出, 期末残高に係るデータを含む, 債務返済累積基金の管理, 使用状況;

e) 公的債務に関する国会, 国会常務委員会の各々の決議の実施状況;

g) その他の各々の関連情報。

2. 毎年, 各々の (中央政府の) 省, (中央政府の) 省レベルの機関は, 政府の割当てに従って, 公的債務に関する国家管理の任務の実施状況に関し, 政府に報告する責務を有する。

3. 毎年, (地方政府の) 省レベルの人民委員会は, 以下を含む公的債務に関する情報を, 同じ省の人民評議会, 財政省及び各々の権限を有する機関に報告する:

a) 地方自治体の債務に係るローン・返済計画の実施状況, 債務返済義務及び地方自治体の債務残高を含む地方自治体の債務状況;

b) 地方自治体のローン資金を使用するプログラム/プロジェクトの実施展開状況;

- c) 地方自治体の債務に係る管理, 監査 ;
- d) その他の各々の関連情報。

第 61 条. 公的債務に関する情報開示

1. 開示される各々の債務指標, 公的債務データは, 以下を含む :

- a) 政府債務, 及び政府債務におけるそれぞれの貸し手 (レンダー) による外国債務 ; それぞれの調達形態による政府の債務証書 ;
- b) 地方自治体の債権発行, ODA ローン資金 / 外国譲許的ローン資金の転貸, 国家資金からのローン, その他の各々の借款を含む, 地方自治体の債務 ;
- c) ローン債務残高, 及び債務返済累積基金の代理による仮払い項目 (ある場合) を含む, 政府によって保証される債務。

2. 国家機密のリストに属する公的債務に関する情報提供及び情報開示は, 国家機密の保護に関する法令の規定に従って実施する。

3. 公的債務に関する情報開示の権限は, 以下のとおり規定される :

- a) 財政省は, 公的債務に関する情報を開示する ;
- b) (地方政府の) 省レベルの人民委員長は, 地方自治体の債務に関する情報を開示する。

4. 公的債務に関する情報開示の方式は, 以下を含む :

- a) 財政省, (地方政府の) 省レベルの人民委員会のウェブサイト ;
- b) 記者会見, プレスリリース ;
- c) 公的債務に係るニュースレター。

5. 公的債務に係るニュースレターは, 財政省によってベトナム語で 6 か月毎に発行されるとともに, 印刷物及び財政省のウェブサイトにおけるデータの形式の下で, 英語に翻訳される。

6. 省庁, (中央政府の) 省レベルの機関, (地方政府の) 省レベルの人民委員会, 転貸機関, 関連する機関, 組織は, 財政省と協働して, 公的債務管理に係るデータ及び各々の関連データを対照し, 確認する責務を有する。

第 10 章 施行条項

第 62 条. 施行効力

1. 本法は, 2018 年 7 月 1 日から効力を有する。

2. 公的債務管理法 No.29/2009/QH12 は、本法が効力を有する日から効力は消滅する。

3. 本法及び公共投資法 No.49/2014/QH13, ベトナム国家銀行法 No.46/2010/QH12 との間に同様の問題に関する異なる規定を有する場合において、本法の規定に従って適用するものとする。

第 63 条. 経過措置規定

本法が効力を有し、施行する日より前に、政府によって締結されたローン合意、公布された債務証書又は付与された政府保証は、公的債務管理法 No.29/2009/QH12 の規定に従って実施される。

本法は、2017 年 11 月 23 日、ベトナム社会主義共和国第 14 期第 4 回国会において可決した。

国会議長

(署名)

グエン・ティ・キム・ガン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。